

町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき町田市が設置する学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 市立学校の通学区域に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内
- (3) 市内の町内会又は自治会の代表 2人以内
- (4) 市立学校の教職員の代表 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めることは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 8 月 1 日から施行する。